

交通事故により椎体骨折を負った患者様の主治医の先生へ

〒453-0015

名古屋市中村区椿町 7-20 恒川ビル 5 階
にお法律事務所

弁護士 丹 羽 洋 典

電話 052-459-5515 ファックス 052-459-5516

E-mail: niwa@kotsujiko-law.net

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は交通事故被害
患者様の治療に多大なるご尽力とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げ
ます。

さて、交通事故により脊柱の椎体（圧迫）骨折を負った被害者の方の診察
に関しまして、交通事故賠償上ご留意いただきたい点があり、大変僣越なが
らご連絡申し上げました次第です。

交通事故賠償実務上、椎体骨折を生じた場合、これにより自賠法施行令別
表第 2 第 1 1 級 7 号の後遺障害等級認定基準を満たします。

他方、後遺障害等級認定を受けた際の賠償費目である「後遺障害逸失利
益」（後遺障害による減収分の補償・1 1 級では典型的に 2 0 % 減収したもの
として算定されます）については、椎体骨折を生じただけでは認められず、
椎体骨折に伴う骨折部の痛み等の神経症状、脊髄・神経根症状、脊柱の可動
域制限、後弯変形・脊椎アライメント異常に伴う易疲労性などの労働に対し
て影響を及ぼす症状を伴うことにより、初めて後遺障害逸失利益が認められ
ることになります。

そのため、椎体骨折を生じた被害者の方については、事故後これらの随伴
症状を継続的に訴えていたかが交通事故賠償の観点からは大変重要になりま
す。そこで、大変僣越ではございますが、被害者の方がこれらの随伴症状を
訴えている場合、経過診断書（保険会社提出用の自賠様式の診断書）への記
載や診療記録に都度記録いただくようお願い申し上げます。

大変ご多忙の折とは存じますが、交通事故被害者の方が適正かつ公正な賠
償を受けるため、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。 敬具